

⑧集落づくりを担う可能性を有する組織形態の一覧

○：あり、可、要 -：なし、否、不要 △：組織で定めることができる

		A. 自治会・町内会 (任意組合)	A'. 自治会・町内会 (認可地縁団体)	B. 一般社団 法人	B'. シルバー人材 センター	C. NPO 法人	D. 社会福祉法人 社会福祉協議会	E. 消費生活協同 組合	F. 農業協同組合	G. 農事組合法人	H. 農業生産組合	i. 有限責任事 業組合 (LLP)	J. 合同会社 (LLC)	K. 株式会社	(参考) 有限会社
法的根拠	ア. 根拠法	-	地方自治法第 260 条の 2	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	高齢者等の雇用の安定等に関する法律 41 条～	特定非営利活動促進法	社会福祉法 109 条等	社会福祉法 22 条～	消費生活協同組合法	農業協同組合法 2 条～72 条の 2 の 2	同左法 72 条の 3 ～73 条の 14	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	会社法	有限会社法 (2008.5 廃止)
	イ. 法人格	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
活動内容	ウ. 目的	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	営利	営利	営利	営利	営利
	エ. 活動の公益性	- (共益)	- (共益)	-	- (共益)	○	- (共益)	- (共益)	- (共益)	- (共益)	-	-	-	-	-
構成要件	オ. その他の条件	-	その区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動	-	就業希望高齢者に対する就業機会の提供、無料紹介、知識や技能の講習	特定非営利活動	社会福祉を目的とする事業の企画実施、住民参加援助、調査・普及・助成等	社会福祉事業のみ	組合員の各種生活支援活動	農業経営・技術の指導、信用事業、共済事業、事業や生活に必要な事業他	農業に係る共同利用施設の設置、農業経営(製造加工、林業を含む)他	-	-	-	-
	カ. 加入条件	○ 区域内に住所を有する世帯が加入可能	○ 区域内に住所を有する個人が加入可能	△ 定款で定める。	○ 定年退職者、高齢年齢希望退職者	-	○ 加入に不当な条件を付加してはならない。	○ 社会福祉事業経営者、活動者(地区内経営者の過半数の作家が必要)	-	○ 区域内住民(他、同一職域内勤務者も可)	○ 農業者、地区内居住者、農業協同組合、農事組合法人等	△ 農民、組合、法人に物資供給や役務提供を受ける者等	△ 組合員の全員一致で決定。但し民法組合は組合員になれない。	-	△ 社員が非社員に持分を譲渡する際には社員総会の承認が必要
	キ. 加入義務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ク. 議決権等の大小	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等(規約で別の定めをすることは可能)	○ 定款で定めることが可能(原則各 1 票)	○ (認定社団法人・一般社団法人に準ずる)	○ 議決権は平等(定款で別の定めをすることは可能)	○ (基本的に、社会福祉法人となっている)	○ 定款で定めることが可能(原則各 1 票)	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等	○ ただし業務執行社員を定款で定めた場合はその同意	○ 原則として株式所有数による	○ 原則として出資口数による
財産	ケ. 参加義務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 業務執行への参加義務あり	-	-	-
	コ. 名義	○ 組織の代表者名義、又は全員の共有名義が一般的	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ (基本的に、社会福祉法人となっている)	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 組合員全員の共有	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義
活動資金	サ. 固定資産税の減免(注 1)	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 用途によって減免措置を受けることもある	○ 福祉施設等用途によって減免措置を受ける	○ 病院等用途によって減免措置を受ける	○ 共同利用施設等用途によって減免措置を受ける	○ 共同利用施設等用途によって減免措置を受ける	-	-	-	-
	シ. 法人税の課税	○ 原則、人格のない社団等として課税	○	○	○	○	○ (基本的に、社会福祉法人となっている)	○	○	○	○ 基本的に構成員の利益分配に課税される	-	○	○	○
	ス. 課税対象	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 全ての所得	○ 全ての所得	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 収益事業から得た所得	○ 基本的に出資者への利益分配(構成員課税)	○ 出資者への利益分配(構成員課税)	○ 全ての所得	○ 全ての所得
エリア(活動区域)	セ. 負担金等の支払	△ 規約等で定めることが可能	△ 規約等で定めることが可能	○ 経費の支払	○ 経費の支払	△ 定款で定めることが可能	△ 規約等で定めることが可能	△ 規約等で定めることが可能	△ 定款に定めることができる	△ 定款に定めることができる	△ 定款に定めることができる	-	-	-	-
	ソ. エリアの区分	○ 殆どの場合、エリアが明確	○ 規約で定めなければならない	△ 定款で定めることが可能	○ 市町村全域	-	○ 一または二以上の区	○ (社会福祉協議会に依う)	○ 定款に定める	○ 定款に定める	○ 定款に定める	△	△	△	△ 定款で定めることが可能
設立要件	タ. エリア設定の条件	○ 殆どの場合、既に区域が決まっている	○ 客観的に明らかで相当期間継続している区域が対象	-	○ (法定)	-	○ 不特定多数の利益増進が目的	○ 区: 地方自治法規定の「区」単位	-	-	-	-	-	-	-
	チ. 許認可等	-	○ 市町村長の認可	○ 公証人による定款の認証	○ 知事の指定	-	○ 所轄庁による認証	-	○ 知事(中核市長以上)の認可	○ 行政庁の認可	○ 行政庁の認可	○ 行政庁への届出	-	○ 公証人による定款の認証	○ 公証人による定款の認証
	ツ. 登記	-	-	○ 設立の登記	○ 社団法人として	-	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記
	テ. 出資等	-	-	-	-	-	-	-	○ 出資による	△ 非出資も可	△ 非出資も可	○ 現物出資可	○ 現物出資可	○ 現物出資可	○ 現物出資可
集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性	ト. 必要人数の規定	-	○ 区域内の相当数	-	-	○ 10 人以上	-	-	○ 300 以上の賛成	○ 15 人以上の発起人	○ 3 人以上の発起人	-	-	-	-
	集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性	・エリア内の住民による組織で、世帯単位で構成される。 ・一般的に、エリアは他の自治会・町内会と重複しないように既に定められている。 ・エリア内の地域社会の維持及び形成のための活動を行う。	・基本的な活動内容は、A. 自治会・町内会と同様である。 ・法人格を有するので、組織の名義で不動産等を保有できる。	・営利活動を目的としない限り活動が可能である。 ・基金制度を活用し、資金を調達することができる。	・あくまでも高齢者等の雇用促進が主目的である。 ・対象を高齢者等に限定、活動も紹介・斡旋に限っており、地域全体の活性化に向けた取組みは展開が困難。	・不特定多数の利益増進を目的とする組織であり、エリアの特定や加入の制限は困難。 ・エリアや構成員を特定せず、幅広い層が参加・加入して活動する事例がある。	・行政の助成や優遇貸付が受けられ、経営に安定性がある。 ・社会福祉事業のみ展開可能であり、集落が求める生活サポート全般の展開は難しい。	・消費・生活面を中心に事業展開可能。 ・ただし、設立プロセスが複雑かつ認可制で賛同者が 300 人以上必要等、集落では成立しづらい。 ・全国で体系化された組織であるため、新たな組織設立や事業に取り組みづらい。 ・生活を担う主婦が多く参加し、赤字を出しにくい。そのため、新規事業に取り組みにくい。	・生活面まで支援可能。組合員以外にもサービス提供可。 ・ただし、設立プロセスが複雑で認可制で賛同者が 300 人以上必要等、集落では成立しづらい。 ・展開事業が多く、全国で体系化された組織であるため、新たな組織設立や事業に取り組みづらい。	・組合員の農業利益増進が目的であり、「集落」生活福祉の視点は異なる。 ・対象区域内農地の計画的な利用と管理が可能。 ・少人数で設立可能。手続も煩雑でない。	・自由にグループを作り、事業内容や運営方法も自由に定められる。 ・構成員の利益追求が目的であり、地域活性化の始点に欠ける。 ・利益が出た場合には、個々に税務申告等を行う必要があるなど、負担が大きくなる。	・組織に法人税は課税されず、出資者の利益分配に直接課税される。 ・設立手続きが簡便で、内部自治については組合員の合意により自由に決められる。 ・業務執行社員を定款で定めない限り、社員には LLC の業務を行う義務がある。 ・エリア内の有志で営利を目的とした活動を行うのに適している。	・2006 年施行の「会社法」により、設立時の出資額規制が撤廃され、出資額 1 円から設立できるようになった。 ・組織の運営について、法的な規定がある。 ・営利目的の活動を行う大規模な組織の形態として活用されることが多い。	・2006 年の「会社法」の創設により、有限会社法が廃止となった。 ・気の合う仲間などで設立・運営できる点でメリットがあった。 ・社員の総数は 50 人以上との制限があったことなど、中小企業としてイメージが定着していた。	